

所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱

〔 制 定 令和4年3月28日 国不土第102号 〕
〔 改 正 令和6年3月28日 国不土第148号 〕

第1 目的

この要綱は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索を図るため、所有者不明土地等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。

第2 定義

一 所有者不明土地

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第2条第1項に規定する所有者不明土地をいう。

二 所有者不明土地対策計画

所有者不明土地法第45条の規定に基づき市町村が作成する所有者不明土地対策計画（以下「対策計画」という。）をいう。

三 所有者不明土地等

所有者不明土地及び対策計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされた低未利用土地（土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地をいう。）をいう。

四 所有者不明土地等対策事業

対策計画等に沿って実施される所有者不明土地等対策であって、この要綱に定めるところに従って行われる事業をいう。

五 施行者

所有者不明土地等対策事業を実施する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び市町村が施行することが困難な場合その他特別の事情がある場合においては都道府県（以下「市町村等」という。）、並びに市町村等からその経費の一部に対して補助金の交付を受けて所有者不明土地等対策事業を実施する民間事業者等をいう。

六 補助事業者

所有者不明土地等対策事業の実施に伴い必要となる費用について、施行者に対して補助を行う市町村等及び国から補助を受ける市町村等をいう。

第3 所有者不明土地等対策事業

施行者及び補助事業者は、次の第一号及び第二号に掲げる事業については対策計画、第三号イ b に掲げる事業については市町村の既存計画（市町村が作成した空き地等対策に関する事項を含む計画をいい、対策計画以外の計画を含む。）に基づき、所有者不明土地等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、次の各号に掲げる事業を実施することができる。

ただし、次の第一号及び第二号に掲げる事業については、施行者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業を除く。

一 所有者不明土地等対策基本事業

イ 所有者不明土地等の実態把握

ロ 対策計画の作成

ハ 土地の所有者探索

ニ 計画基礎調査

ホ 土地の管理不全状態の解消（ただし、所有者不明土地法第 39 条又は土地の適正管理に関する条例の規定に基づく命令及び同法第 42 条各項に規定する民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定に基づく命令の請求のうち、自主的対応が可能な者に対する措置に係る部分を除く。）

ヘ ホの事業とあわせて実施する行政代執行等の円滑化のための法務手続等

ト 所有者不明土地の取得促進

二 所有者不明土地等関連事業

対策計画の目的を実現するため、前号の所有者不明土地等対策基本事業とあわせて実施することが必要な事業

三 所有者不明土地等対策モデル事業

イ 次の a 又は b に掲げる取組のうち先導的なもの

a 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化等を図る取組

b 空き地の利活用等を図る取組

ロ イに掲げる事業に要する費用を交付するための事務（附帯事務を含む。）

第4 国の補助

一 国は、予算の範囲内において、市町村等に対し、所有者不明土地等対策事業に要する費用の一部を補助することができる。

二 国は、施行者に対して所有者不明土地等対策事業に要する費用を補助する市町村等に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

第5 監督等

国土交通大臣は、施行者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、所有者不明土地等の利用の円滑化等の促進を適正に図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第6 運営

所有者不明土地等対策事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、所有者不明土地等対策事業費補助金交付要綱（令和4年3月28日付け国不土第102号）の定めるところにより行わなければならない。

附 則（令和4年3月28日 国不土第102号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月28日 国不土第148号）

第1 施行期日

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第2 経過措置

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第38号）の公布の日（令和4年5月9日）以前に市町村が作成した、所有者不明土地法以外の法律又は条例に基づく計画で、所有者不明土地法第45条第2項各号に掲げる事項がおおむね記載されている計画（交付後5年以内に当該計画を変更し、対策計画を兼ねることとしているものに限る。）については、この要綱において対策計画とみなすことができる。